

令和2年7月15日

弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所に関する  
「よくあるご質問」

第一東京弁護士会では、弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所（以下「東京ミネルヴァ」といいます）のご依頼者の皆様から受ける良くある質問についてまとめました。

Q： 東京ミネルヴァは今どのような状態か。

A： 東京ミネルヴァについては、令和2年6月24日、当会より東京地方裁判所に破産手続開始申立てを行い、同日、破産手続開始決定がなされました（令和2年（フ）第3841号）。なお、第1回債権者集会は令和3年1月20日午後2時と指定されています。また代表社員であった川島浩弁護士個人についても、6月26日付で破産手続開始決定がなされています（令和2年（フ）第3901号）。

Q： 破産管財人から何も連絡がありません。どうしたら連絡できますか？

A： 東京ミネルヴァ及び川島浩弁護士の破産管財人は、下記のとおりです。ただし、現状では管財人において回答できることは限られていることをご理解願います。

記

破産管財人：岩崎晃弁護士

住所：〒104-0032東京都中央区八丁堀4丁目1番3号 宝町TATSUMIビル5階  
岩崎・本山法律事務所

Q： 東京ミネルヴァに依頼していた事件は、どうなるのですか。

A： 破産により、依頼者の方との委任契約は当然に終了します。そのため、別の弁護士に依頼していないのであれば、弁護士の代理人がいない状態になっています。この場合、事件処理が中断したままになりますし、債権者からご本人様宛に督促の連絡等がなされることもありますので、ご不安の場合には弁護士に相談することもご検討ください。

Q： 依頼していた事件がどういう状況なのか分からないのですが。

A： 事件の相手方（債務整理の場合は金融機関等）に直接お問い合わせ頂くと分かる場合があります。ご自身でこれらの調査が困難な場合は、別の弁護士に相談することもご検討ください。

Q： 本件の法律相談をしたい。また、事件を引き継いでくれる弁護士を紹介して欲しい。

A： 全国各地の法律相談センターにご相談ください。以下の電話番号は、お電話頂いた地

域に近い弁護士会の法律相談センターにつながり、相談の予約等を行うことができます。なお、ご相談内容によっては有料となる場合があります。

ひまわりお悩み 110 番 TEL 0570-783-110

Q： 東京ミネルヴァに支払った着手金・報酬金・預り金、また、東京ミネルヴァが回収した過払い金などを返してほしい。

A： 東京ミネルヴァは破産しており、東京ミネルヴァから返還されるべき金銭については、破産手続の中で配当として返還されることとなります。

もっとも、現時点で、配当がされるか、また、配当がある場合にいつ、どの程度の割合の配当があるのかについては未定です。

また、配当を受けるためには破産債権の届出を行う必要があります。東京ミネルヴァの破産手続では、現時点では破産債権の届出は不要とされ、将来配当の見通しが生じた場合に、改めて、「知れたる債権者」に対して破産債権の届出に関する案内がされることとされています。その場合は、期限までに必ず届出を行う必要があります。

Q： 第一東京弁護士会が東京ミネルヴァの破産手続開始を申し立てたのはなぜか。

A： 東京ミネルヴァは、回収した過払い金等の保管状況に不明な点があり、依頼者に返還することが困難な状況に陥っている疑いがあったため、財産等の散逸を防止し、依頼者等の保護を図るために、申立てを行ったものです。

Q： 第一東京弁護士会は、東京ミネルヴァに対して、懲戒請求をしないのか。

A： 第一東京弁護士会では、令和2年7月3日に東京ミネルヴァに対する懲戒手続を開始し、また、同月10日に川島浩弁護士に対する懲戒手続を開始しました。引き続き、厳正な対応をしてまいります。

以上